

大規模災害時の 対応マニュアル

～一般社団法人日本医療機器販売業協会ならびに
各都道府県医療機器販売業協会が行なう災害対策～

(2012 年9月1 日制定)
(2025 年1 0月1 6日改訂)

一般社団法人 日本医療機器販売業協会（医器販協）

はじめに

近年、我が国では、世界でも有数の地震大国と言われている通り、阪神淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震など最大震度 7 を記録した巨大地震が発生しました。また、令和元年台風第 19 号では 1 都 12 県に大雨特別警報が発表され河川 142 箇所が決壊するなど、同時多発的かつ広範囲に多くの人的被害と甚大な物的被害をもたらす自然災害に見舞われ、常にその脅威に国内全域がさらされています。

我々医療機器販売業は、いつ・いかなる時も、医療機器をはじめ必要な物資を、必要としている人たちに「安定供給する」という社会的使命のもとに、大規模災害時、自らが被災者であっても、その使命遂行に全力を傾注してまいりました。そうした中、医器販協では、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を教訓に「大規模災害時の対応マニュアル」を策定し、その使命を果たすため取り組むべき指針を示しました。

今般、これまで培った経験を活かし、今後起こりうる如何なる大規模災害に対しても、迅速で効果的な活動ができるようマニュアルの見直しを行いました。業界内の変化を踏まえ、医器販協と都道府県協会の連携をより一層強化し、明確化する事で、災害対策に万全を期していきたいと考えております。

我々医療機器販売業は、医器販協はもとより、各ブロックと都道府県協会および会員各社の協力と団結によって、その社会的使命を果たし存在意義を高めていくことが大切です。会員各社においても、BCP（事業継続計画）の観点から有効な災害対策の構築を進めていただきたくお願い致します。

2025年10月16日

一般社団法人 日本医療機器販売業協会
会長 山下 尚登

も く じ

1章	本マニュアルについて	3
1.	基本方針	3
2.	各フェーズについて	4
2章	医器販協災害対策本部の設置	7
1.	医器販協災害対策本部の目的と役割	7
2.	医器販協災害対策本部の設置	7
3.	医器販協災害対策本部の構成	8
3章	被災地都道府県協会災害対策本部の設置	9
1.	都道府県協会災害対策本部の目的と役割	9
2.	都道府県協会災害対策本部の設置	9
4章	災害発生時のフローチャート	10
5章	災害時における医療機器供給体制	11
6章	会員企業が取るべき対応	14
1.	企業防災	14
2.	会員企業が行なう防災と対策マニュアル	17
3.	被災したら	21
7章	参考資料	23
1.	防災情報等について	23
2.	災害に対する事前対策	28
(1)	医療機器供給体制について	28
(2)	災害訓練の実施	28
(3)	緊急通行車両について	28
(4)	緊急時連絡網の整備	32
(5)	医療機器・医療材料供給体制の確認	33
3.	支援体制の設定	34
4.	(一社)日本医療機器販売業協会 各都道府県協会一覧	35
5.	DMAT1チームの標準医療資機材(参考資料)	38
6.	災害拠点病院一覧	46
7.	都道府県との災害時における医療機器等の調達業務に関する協定 実施細目について	46
	改訂履歴	47

1章 本マニュアルについて

本マニュアルは、大規模災害時において、被災地の人命救助および復旧、復興に貢献するという理念のもと、一般社団法人日本医療機器販売業協会（以下、医器販協）と都道府県医療機器販売業協会（以下、都道府県協会）が連携し、いつ・いかなる時も、必要な物を、必要としている人たちに安定供給するという社会的使命を成し遂げるために、初動から災害対策本部設置までの手順と役割および連携体制を示したものです。

都道府県協会災害対策本部は、最前線で医療機関やインフラ並びに会員企業の被災状況を確認します。会員企業については供給状況に応じた5つのケースに分類して可視化し、支援要請に迅速に対応出来るようにします。

医器販協災害対策本部は、全ての面で都道府県協会災害対策本部と一体となって対応します。また、情報の一元管理により統制を図り、国への情報提供や医機連などの関係団体との連携を円滑に行うとともに、刻々と変化する状況を的確に捉え、総合的な判断のもと最善の対策を講じます。

医器販協本部と都道府県協会災害対策本部は、一元管理体制のもと情報を共有し、人命を第一に速やかにかつ冷静に現場対応に当たることが重要です。

1. 基本方針

■3つのフェーズに分けた対応

昨今の南海トラフ地震臨時情報などを踏まえ、災害発生の前後を含めて次の3つのフェーズに区分し、それぞれの態勢（体制）を整理しました。この構成により、災害対策本部を設置するタイミングや、各状況における対応内容・連携体制を明確にしています。

- ＜フェーズ0＞ 警戒態勢（災害発生前）
- ＜フェーズ1＞ 災害発生（初動）
- ＜フェーズ2＞ 災害対策本部設置（有事態勢）

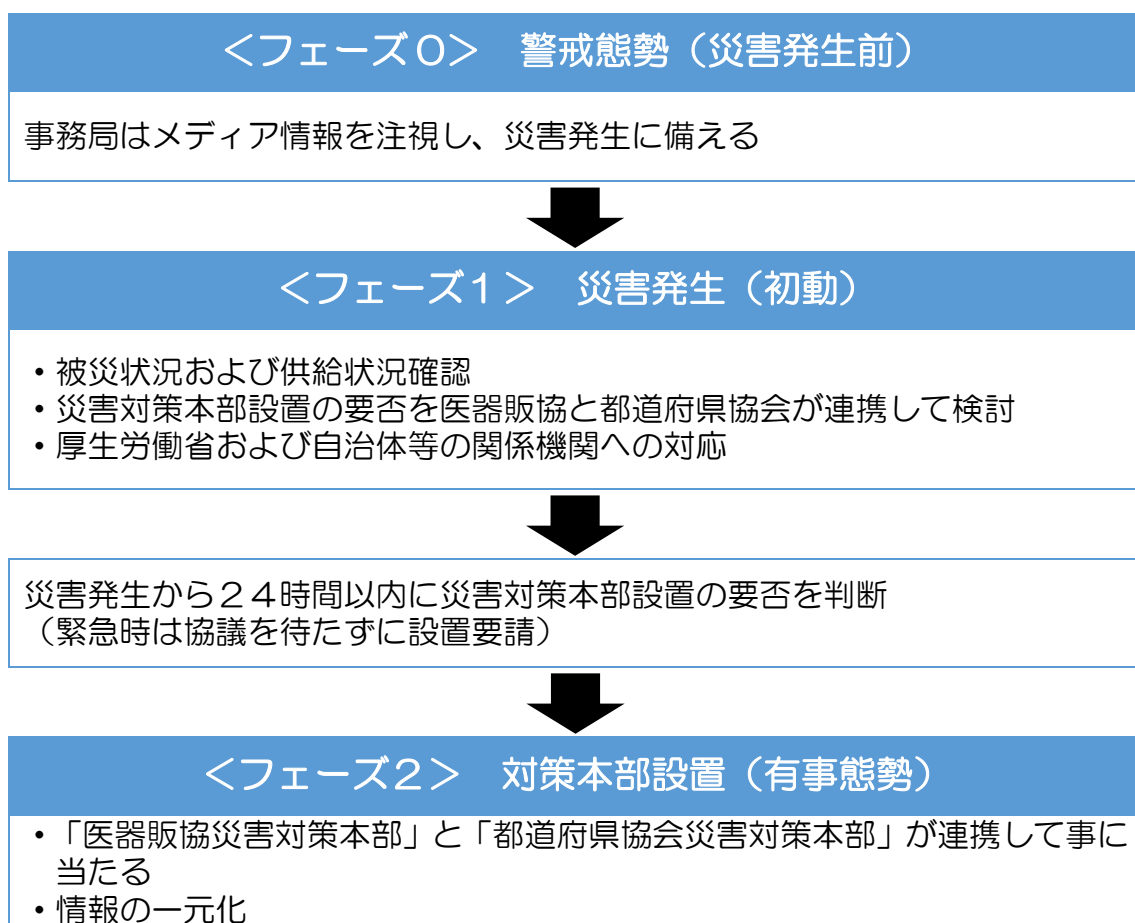
■被災地の都道府県協会と医器販協の連携した対応

＜フェーズ1＞の段階で、災害対策本部を設置するかどうかを両者で判断します。設置した場合は、都道府県協会災害対策本部と医器販協災害対策本部の連携体制や、それぞれの役割分担を明確化します。

■情報の一元管理体制による対応

医器販協災害対策本部が情報を一元的に管理し、両者が緊密に連携することで、人命を最優先に迅速かつ効果的に対応します。

■フロー概略



2. 各フェーズについて

<フェーズ0>警戒態勢（災害発生前）

災害の発生が懸念される状況において、気象庁や関係機関より**災害切迫情報**（例：地震の前兆情報、大雨特別警報級の気象情報、津波注意報 等）が発表された場合は、以下の初動対応を速やかに実施してください。

【対応内容】

1. TV・ラジオ・インターネット等を活用し、最新情報を収集すること。
 - 気象庁・内閣府防災・都道府県防災局・NHKなどの公式情報源を優先。
 - SNS（X、LINE 等）は一次情報の発信元を確認すること。
2. フェーズ0の判断基準に達しているかを確認する。
 - 以下のいずれかに該当する場合、フェーズ0の体制に移行
 - 気象庁等による「警戒レベル4以上」の発表
 - 首相官邸・内閣府等からの避難勧告・避難指示に相当する発表

- 地元自治体による災害対策本部設置の報道
- 大規模交通機関の運休・遅延等の広域的な影響発生の予兆

3. 医器販協事務局は情報収集と警戒喚起を促す。

- 警戒エリアおよび当該都道府県協会の特定
- 会員企業への注意喚起と情報収集
- 厚生労働省および関係団体等の対応準備
- 状況により、当該都道府県協会と連携し、想定される被害対策の検討

【目的】

このフェーズは、実際の被害が発生する前段階での**警戒・備えの強化**を目的としています。情報が錯綜する中で、冷静かつ正確な情報把握が非常に重要です。

<フェーズ1>災害発生（初動）

災害が実際に発生し、被害の発生が確認された段階では、迅速な対応と協会内外の連携強化が求められます。特に、医療体制への影響が生じている場合には、早急に供給体制の確認・調整を行う必要があります。

【対応内容】

1. TV・ラジオ・インターネット等による最新情報の継続的収集
 - 被害状況、震源・震度、気象状況、避難情報等をリアルタイムで把握
 - 医療機関・取引先施設の安否や稼働状況も併せて確認
2. フェーズ1の判断基準に達しているかを確認する
 - 以下のいずれかに該当する場合、フェーズ1の体制へ移行
 - 震度6強以上の地震発生
 - 警戒レベル4以上の発令（避難指示・緊急安全確保等）
 - 取引先・関係医療機関からの被害報告、もしくは物流停止などの機能障害の発生
 - 会員企業の施設に被害が発生した場合
3. 災害対策本部の設置準備
 - 被害情報の集約と対応指示を一元化するため、本部設置を検討
 - 医器販協と都道府県協会の密な連携
 - ネットワークの状況確認とオンライン会議の開催の検討
4. 医療供給体制への影響確認
 - 医療機関および交通インフラ等の状況確認
 - 会員企業の安否と供給体制（P.11 5章に記載の5つのケースの何れか）の確認
 - 厚生労働省、自治体、関係団体の対応

【目的】

フェーズ 1 の目的は、人的・物的被害の把握と初動対応の全体的統制です。

災害発生直後の混乱期においても、医療機器の供給責任を果たすべく、確実かつ柔軟な対応体制を構築する必要があります。

＜フェーズ2＞災害対策本部設置（有事態勢）

災害の被害状況が広域または深刻であることが確認され、災害対策本部の正式な設置が決定された段階では、「医器販協災害対策本部」と「都道府県災害対策本部」の明確な役割分担と連携体制のもと、迅速かつ的確な対応を実施する必要があります。

■ 医器販協災害対策本部の役割

- 被災地の状況把握と情報の一元管理
 - 都道府県災害対策本部・関係機関およびメーカー等からの情報を集約し、正確かつ迅速な共有を図る。
- 都道府県災害対策本部との連携および対応支援
 - 必要に応じて人的・物的支援を実施。現地対応の支援体制を組織的にバックアップ。
- 厚生労働省および関係団体との連携・対応
 - 行政（厚生労働省、内閣府等）や関連業界団体（医療関係団体等）との調整・情報共有。
 - 医療機器供給に関する政策・要請事項の確認と実施支援。

■ 都道府県災害対策本部の役割

- 会員企業・医療機関・インフラ等の被災状況確認
 - 管内における被害状況の把握（物流、在庫、施設・設備等）を迅速に行う。
 - 医療機関からのニーズ調査・優先順位付け。
- 各自治体と災害時協定等に基づく対応
 - 自治体や医療機関等と締結している災害時協定に基づき、物資の供給・支援を開始。
 - 必要に応じて、避難所や災害拠点病院との直接的な連携も行う。
- 医器販協災害対策本部との密接な連携
 - 医器販協災害対策本部への定期的な報告・共有を通じ、支援物資・対応人員等の調整を円滑に行う。

【目的】

フェーズ 2 の目的は、被災地における混乱のなかでも医療機器の安定供給体制を確保し、必要な支援を必要な場所へ届けることです。

そのためには、都道府県災害対策本部と医器販協災害対策本部の連携による、情報の一元管理が鍵となります。

2章 医器販協災害対策本部の設置

1. 医器販協災害対策本部の目的と役割

■ 目的

医器販協災害対策本部の目的は、「1章 本マニュアルについて」の下線部分を参照ください。

■ 役割

医器販協災害対策本部の役割は、P.6「医器販協災害対策本部の役割」を参照ください。

2. 医器販協災害対策本部の設置

■ 設置準備段階

医器販協専務理事および事務局長は、フェーズ1に至った段階で、医器販協災害対策本部設置準備段階にあることを医器販協会長に報告する。

■ 設置

設置準備段階において医器販協専務理事および事務局長は、被災地の都道府県協会会長（理事長）と連絡を取り、被災地の状況や厚生労働省はじめ関係団体の動きについて情報収集を行う。

医器販協会長は収集した情報と後方支援の必要性を踏まえ、発生後24時間以内に医器販協災害対策本部設置の可否を判断し、設置時は自らが本部長となり指揮を執るものとする。また、その旨を被災地都道府県協会会長に連絡する。なお、医器販協災害対策本部を設置しない場合であっても、被災地から要請があれば設置する。

3. 医器販協災害対策本部の構成

■ 構成員

災害対策本部長、副本部長、現場統括責任者、事務局で構成します。

役職	担当者	代行者
災害対策本部長	医器販協 会長	医器販協 総務広報部会長
副本部長	医器販協 副会長	医器販協 常任理事より選任
現場統括責任者	医器販協 専務理事	医器販協 事務局長
事務局	医器販協 事務局長	医器販協 事務局次長

■ 参集

医器販協本部事務局は、医器販協災害対策本部長の承認のもと、災害対策本部要員に対し参集を指示します。（オンライン会議可能）

■ 場所

医器販協災害対策本部は、医器販協事務局の事務所内（東京都文京区本郷）に設置します。

医器販協災害対策本部

場所	（一社）日本医療機器販売業協会 事務局内
住所	113-0033 東京都文京区本郷 3-39-17 KOGAビル 4 階
電話／FAX	03-5689-7530 / 03-5689-7919
E-mail	info@jahid.or.jp

■ 医器販協災害対策本部設置が不可能な場合の対応

東京が壊滅状態に陥り、医器販協事務局の事務所（東京都文京区本郷）が利用できない場合は、災害対策本部長が連絡窓口を選定し、連絡可能な医器販協本部職員が連携して事に当たる。（候補は以下の通り）

なお、各ブロック長は対応可能なメンバー（事務局員、もしくは関係者など2～3名）を予め決めておくことが望ましい。

- ・第1候補 近畿ブロック
- ・第2候補 九州ブロック
- ・第3候補 東北ブロック

3章 被災地都道府県協会災害対策本部の設置

1. 都道府県協会災害対策本部の目的と役割

■ 目的

都道府県協会災害対策本部の目的は、「1章 本マニュアルについて」の下線部分を参照ください。

■ 役割

都道府県協会災害対策本部の役割は、P.6「都道府県災害対策本部の役割」を参照ください。

2. 都道府県協会災害対策本部の設置

■ 設置準備段階

被災地の都道府県協会事務局は、フェーズ1に至った段階で、「都道府県協会災害対策本部」設置準備段階にあることを当該協会会長（理事長）に報告する。

■ 設置

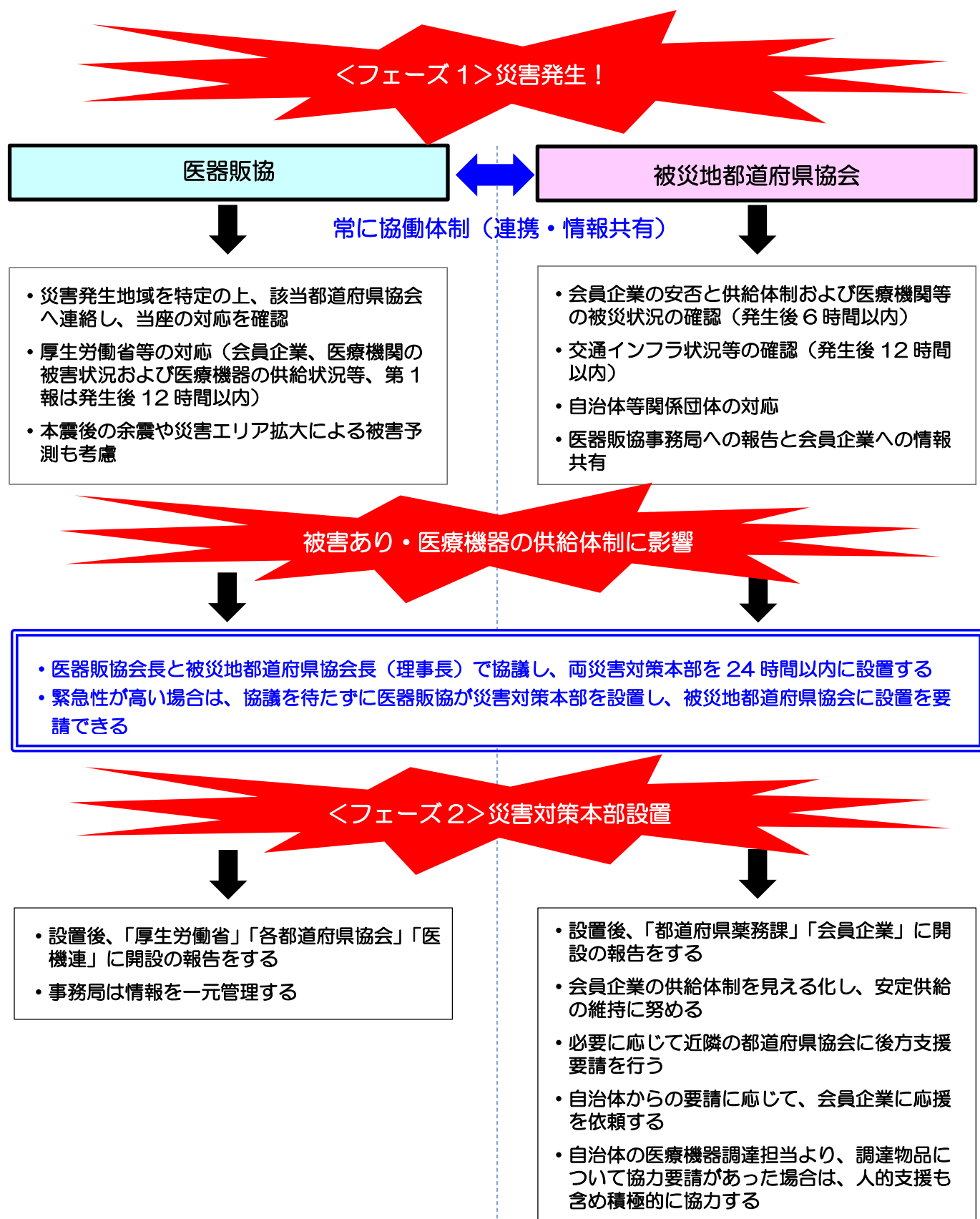
設置準備段階において当該協会は、会員企業および医療機関はじめ地域の被災状況と災害時協定に基づく自治体の動きを確認し、発生後24時間以内に医器販協事務局と連携の上、「都道府県協会災害対策本部」設置の要否について判断するものとする。ただし、設置しないとの判断に至った場合においても、会員企業から要請があった場合および「医器販協災害対策本部」の設置が決定した場合は「都道府県協会災害対策本部」を設置するものとし、設置時は当該協会会長が本部長となり指揮を執るものとする。

（例）構成員

役職	担当者	代行者
災害対策本部長	当該協会会長（理事長）	当該協会副会長 もしくは災害対策担当理事
副本部長	当該協会副会長 もしくは災害対策担当理事	被災地都道府県協会理事より選任
事務局	被災地都道府県協会 事務局長	当該協会会長が任命したもの

※都道府県協会の規模や体制により構成は異なるが、上記のような構成員による体制を整えることが望ましい。

4章 災害発生時のフローチャート



被災地の状況がほぼ平常化に至ったと判断された段階で、両者会長が協議の上、災害対策本部の解散を決定する。

5章 災害時における医療機器供給体制

被災地都道府県協会災害対策本部は、会員企業の供給体制を次のケースの ①～⑤に分類し把握し、医器販協災害対策本部と連携して必要な支援を行う。

ケース①の場合：平時の供給体制が維持されている

ケース②の場合：企業連携で平時の供給体制が維持されている

ケース③の場合：会員企業の一部で供給体制の維持が困難となっている

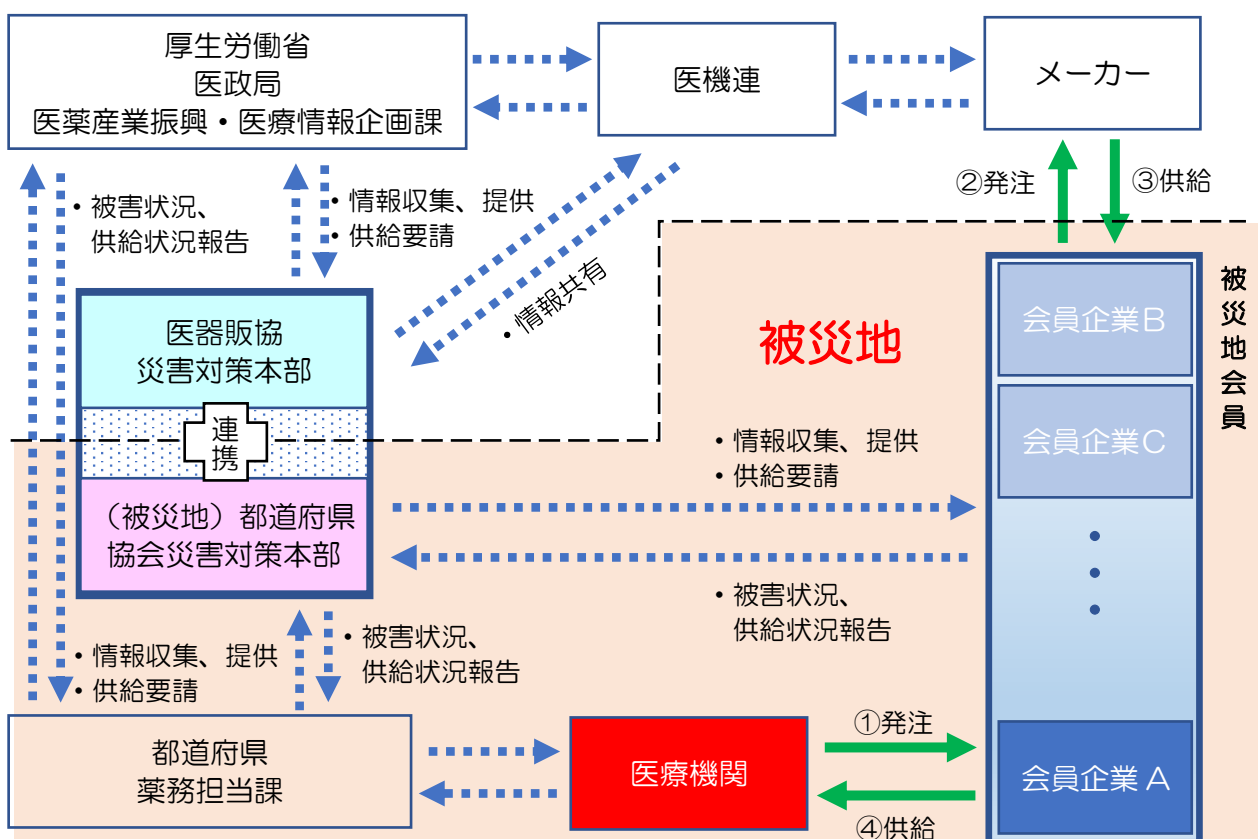
ケース④の場合：県全体で供給体制の維持が困難となっている

ケース⑤の場合：エリア（ブロック）全体で供給体制の維持が困難となっている※

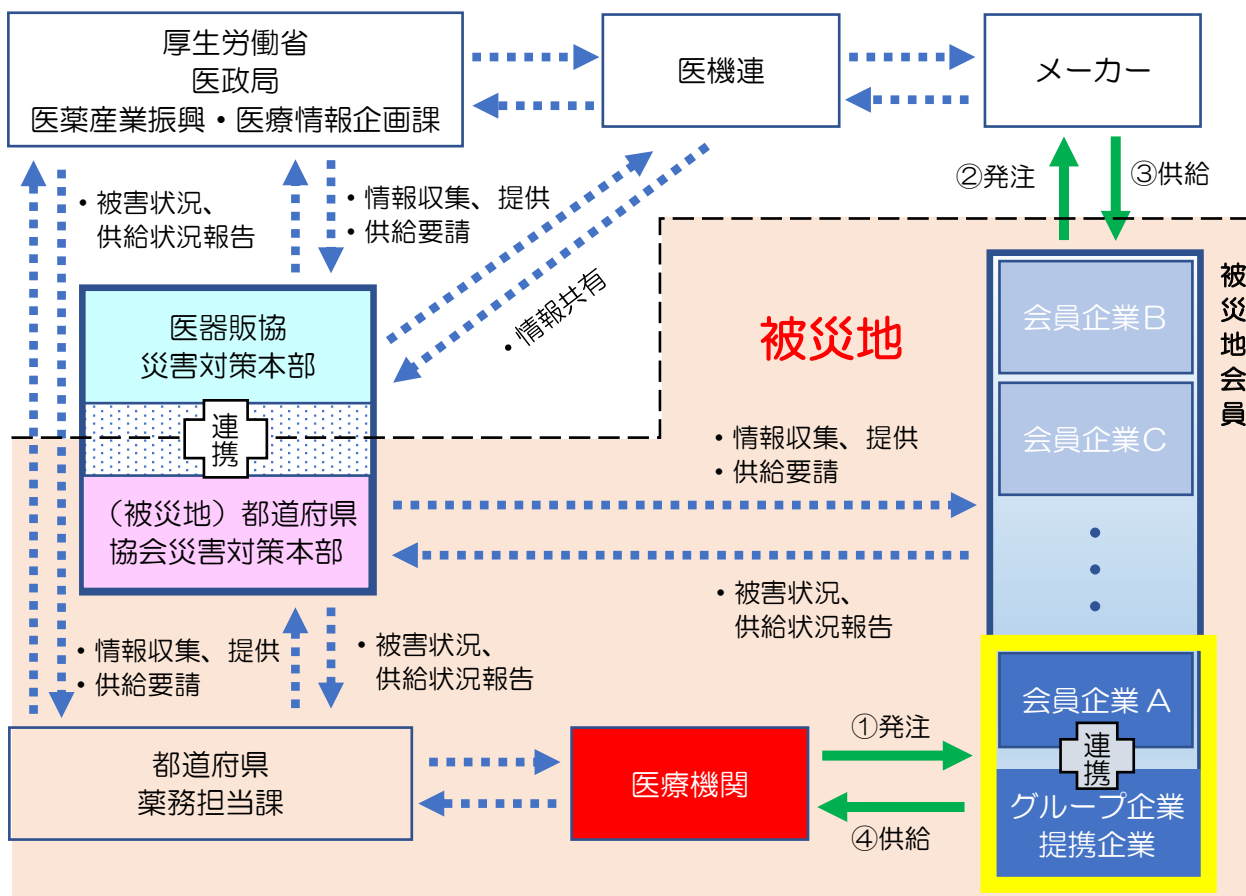
※P.33「7章 2. (5)医療機器・医療材料供給体制の確認」も参照ください

【ケース分類】

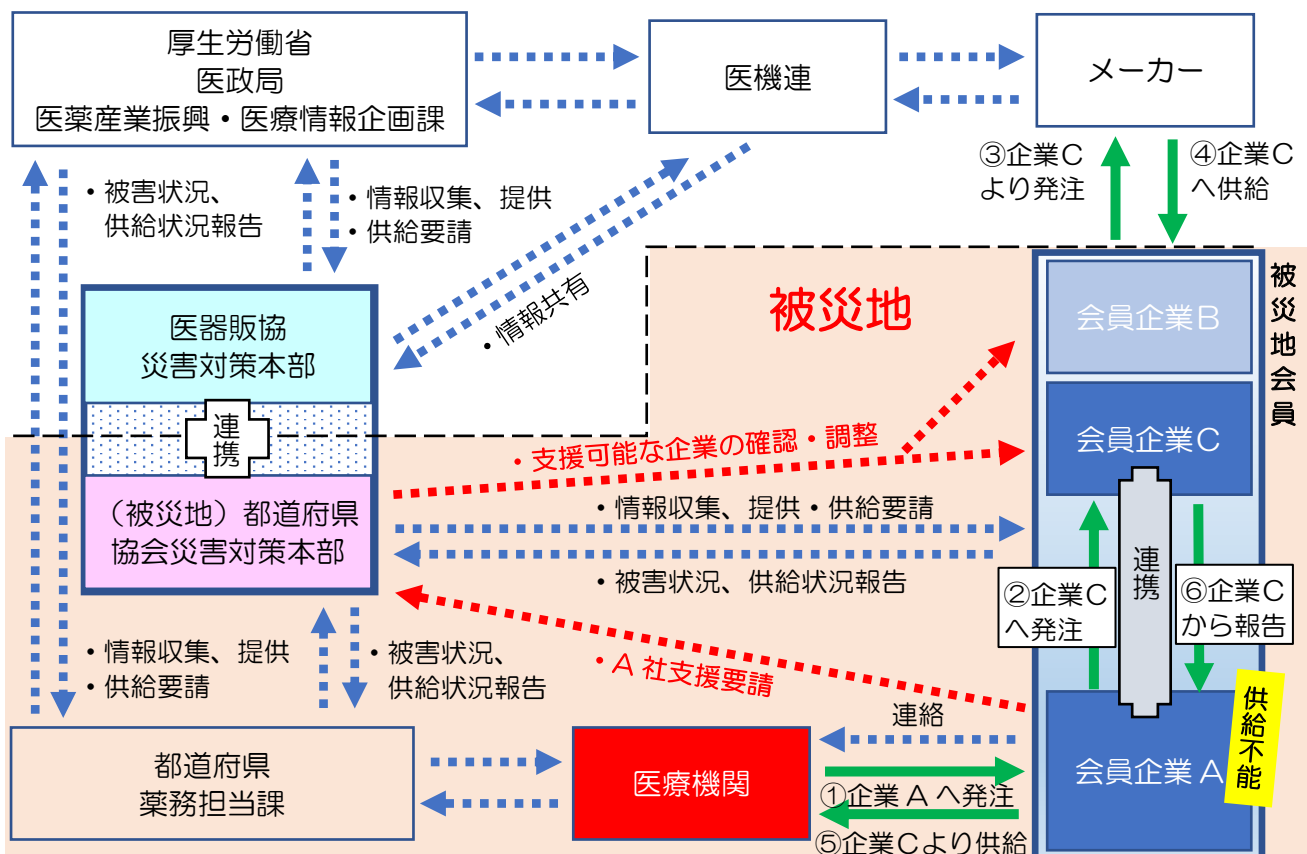
【ケース①】 平時の供給体制が維持されている



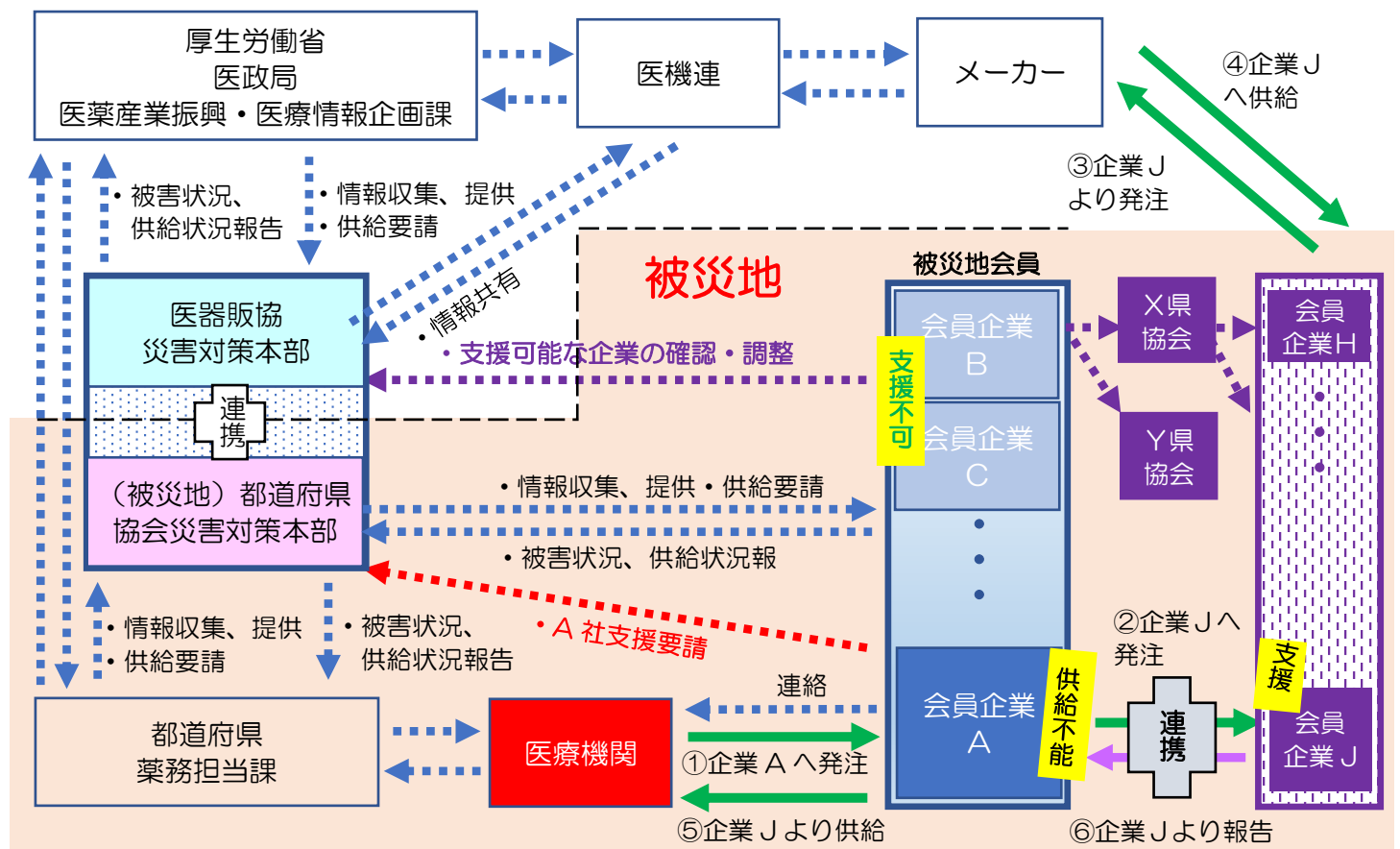
【ケース②】 企業連携で平時の供給体制が維持されている



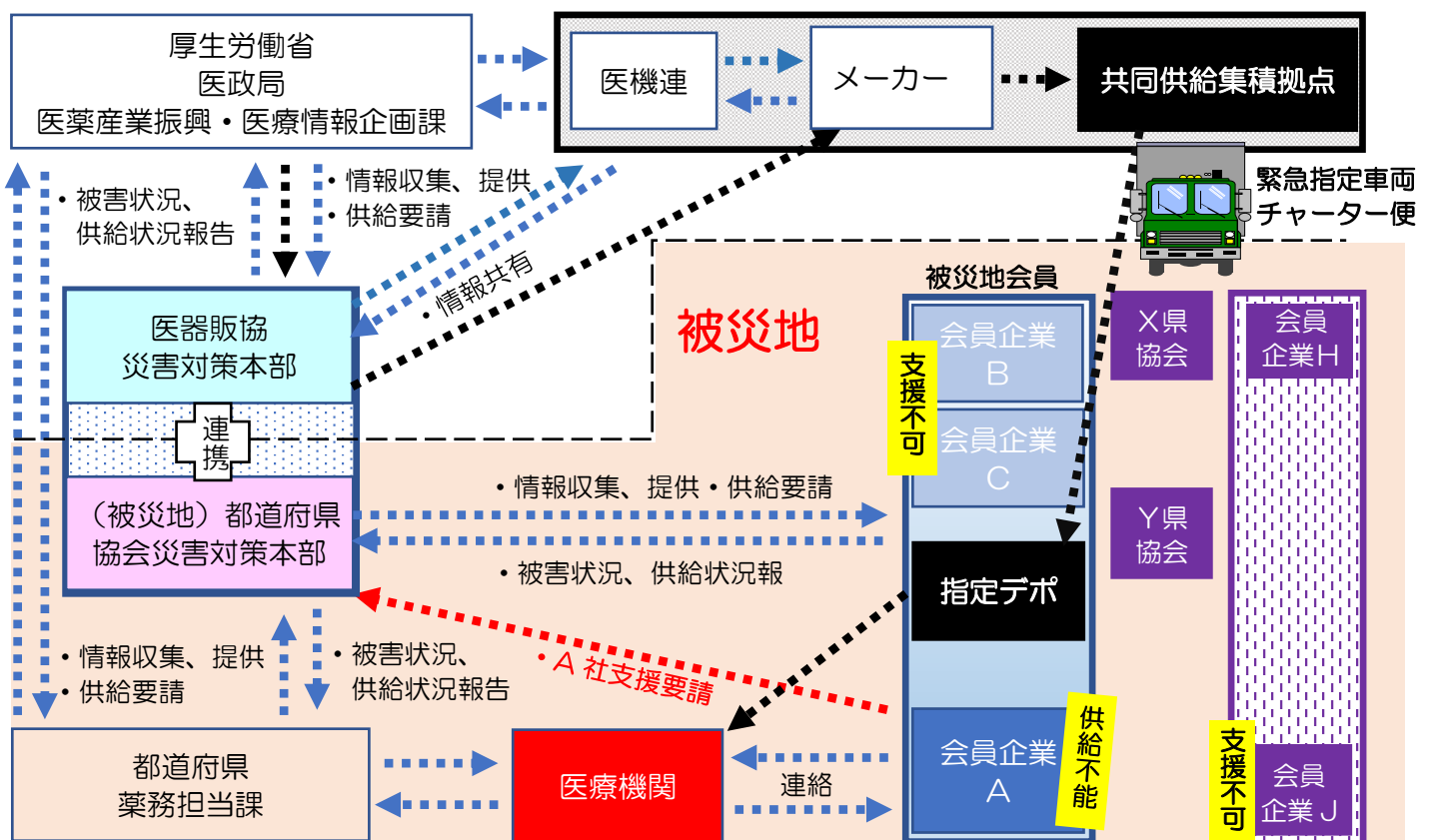
【ケース③】 会員企業の一部で供給体制の維持が困難となっている



【ケース④】 県全体で供給体制の維持が困難となっている



【ケース⑤】 エリア（ブロック）全体で供給体制の維持が困難となっている



6章 会員企業が取るべき対応

1. 企業防災

我々は、大規模災害の発生時であっても、医療機器の安定供給を確保することが求められています。これに応えるためにも「企業防災」に取り組む必要があります。

企業防災とは

地震などの自然災害の発生において、企業が取り組むべき対策のこと。
通常の防災だけでなく、事業の継続に対しての観点が含まれる。

企業における防災の取組

- ◎ 災害発生時に、**その経営資源を守り、事業活動を継続・復旧させることを目的**とした事前の災害対策です。
- ◎ 「**防災対策**」と「**事業継続**」の大きく二つの取組があります。

<イメージ>

防災の取組（≡「事前の備え」）

防災対策

ヒトとモノの安全確保
～従来の企業防災活動～

事業継続

顧客への供給を継続
する経営戦略

会社を守るためには必要な取組

A.発災前の 被害軽減・影響回避への備え

ヒト・モノの
被害軽減

不可欠な資源
の喪失防止

耐震化



代替確保
方策



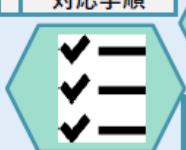
安否確認



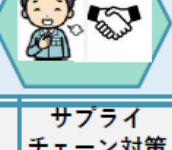
被害把握



事業継続
対応手順



サプライ
チェーン対策



など

など

など

出典：内閣府「企業の防災対策・事業継続強化に向けて」パンフレット より引用

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/pamphlet_231212.pdf

□ 防災対策の重要性 ～主にヒト・モノを守る行動～

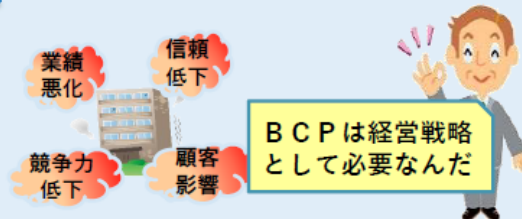
防災の取組は、生命の安全確保（ヒト）と物的被害（モノ）の軽減を目的としています。**備えが出来ているか、改めて、確認して下さい！**



出典：内閣府「企業の防災対策・事業継続強化に向けて」パンフレット より引用
https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyau/pdf/pamphlet_231212.pdf

□ 事業継続計画（BCP）とは？

不測の事態が発生しても、**重要な業務を中断させない**、又は**中断しても可能な限り短期間で復旧させる**ための方針、体制及び手順等を示した「行動計画」のこと



□ BCP策定の重要ポイント ～大規模地震の影響/想定リスクを踏まえ～

最初に、

①事業継続に対する基本方針を明確化

（例えば「人命を最優先とする」「重要顧客に対する供給責任を果たす」等）

②事業中断による影響、想定事象やそれに伴うリスクを想定

（大規模地震においては、一定期間、ライフラインや交通の制約があることも踏まえる）

そのうえで、完璧なものを目指すのではなく、**3つの要素を明確化！**

1. 重要業務の選定

- 優先的に復旧すべき製品/サービス（観点）
 - ・売上/利益への寄与
 - ・顧客の必要性
 - ・納期短いもの

2. 目標復旧時間の設定

- 重要業務について、
 - ・いつ頃まで復旧すべきか
 - ・どの程度まで許容できるか
 - 復旧までの許容時間・水準を見極め

事業継続
経営を守る

3. 必要リソースの確保

- 重要業務に必要な最低限のリソース（ヒト/モノ/カネ/情報）
- リソースをどのように確保するか（復旧させるのか、代替確保するか）

事業継続には、重要情報やシステムを使用できることが不可欠（バックアップ保持、電源確保などは重要な対策）

出典：内閣府「企業の防災対策・事業継続強化に向けて」パンフレット より引用

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyau/pdf/pamphlet_231212.pdf

2. 会員企業が行なう防災と対策マニュアル

災害に備え、本マニュアルも参考にしながら、想定される災害に応じた災害対応マニュアル、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の整備を進める。

■防災の心得

災害時は日常にできることしかできない。その上、できたとしても100%はできない。普段からスムーズにできていなければ、全く機能しないことがほとんどある。⇒ 事前準備が大切

■災害対応マニュアル、事業継続計画の策定

災害対応マニュアル、事業継続計画は、各会員企業の実情に応じて策定することになるが、策定にあたっては次の事項について検討・整備することが望ましい。
また、マニュアルや計画は策定するだけでなく定期的に訓練を実施し、実際に災害が発生したときに機能するようにしておくことも大事である。

項 目	
◆災害対策組織設置基準	
◆災害対策組織構成（可能であればバックアップ組織も）	
◆災害対策組織の役割	
◆緊急連絡網の作成と整備	
◆連絡・通信手段の確保と整備	
◆移動・搬送手段の確保と整備	
◆緊急品に対する備蓄	
◆食料、生活物資等の事業継続に必要な物資の備蓄	
◆災害時行動指針	
	● 従業員の避難
	● 従業員の安否確認
	● 事業所の被災状況確認
	● お客様被災情報収集
	● 医器販協との連絡・連携
	● 自治体との連絡・連携
	● 非常時社内業務推進手順

■事業継続の体制

項 目	詳 細
●二次災害防止	余震に備えてください。 （施設、備品、在庫商品、通信、PCなどの機器、車両など社内の点検と仮対処を）
●安否確認	従業員やその家族の 安否確認 が第一！
●救 援	従業員やその家族の救援（被害規模により）を優先！
●情報共有	連絡事項の掲示や、 手書きメモ を ボード に貼る。目立つ場所に大きくペタペタと掲示することが有効です。 （口頭でのやりとりは上手く共有ができません）
●自給自足	概ね被災より 48 時間 以内は自力で。 （直ぐに救援はないと思ってください）
●行政の生活支援	行政などは 48 時間以降に機能を始め～72 時間後からと考えて。（ 避難所優先 。企業への直接救援は無いと思ってください）
●現 金	食料・飲料水・物資などの調達、公衆電話など、現金（特に硬貨）が必要。
●従業員の出社	役割分担し、報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）を頻繁に、手書メモ貼りで情報共有を。
●従業員の休息	強く指示しないと帰宅しない傾向。業務と休息のバランスを心がけて。（長時間の緊張と作業は後々にガックリ！）
●従業員の派遣	・自治体要請による派遣は監督者の指示で（労災考慮）。 ・装備、軽食、飲料水、現金所持を指示・点検し派遣させる。 ・単独行動を避け、2 人以上で出かけるのが望ましい。
●自治体からの要請	発生直後はまずなし。 体制が整うであろう 48 時間～72 時間以降からか。 ★書面や口頭で→【要請事項と手順「項目」】参照を
●病院からの要請	個々に対応してください。（協会へ状況報告を） （院内急患用はカルテ作成できれば保険適用・代金請求可能）
●代金請求	医療機関以外の商品提供は各行政に事後請求可能。 （できるだけ、仮納品受領書を手書きやコピー機で作成し、受領者の署名をもらう）

■事業継続に必要な物資

注意) 以下の物資を災害発生直後に入手するのは困難と思いますので、予め計画し備蓄しておくことをおすすめします。

項 目	詳 細
●飲料水	ペットボトルなど、飲料水の確保。 (1 人 1 日量の目安＝2ℓ) ×従業員数() 人＝
●トイレ用水	・生活排水を捨てないで代用できます。 ・節水→小用では水を流さないなどの工夫を。
●食料	48～72 時間維持に必要な簡易食料 (季節により腐敗の配慮を)
●防災具	ヘルメット、帽子、安全靴、懐中電灯、毛布、携帯ラジオ、電池など
●カセットコンロ＋ヤカン	湯沸かし、小暖房など。スぺアボンベ必須。
●衣 類	作業衣類、カッパ、軍手、作業靴、スリッパ
●工具類	ドライバーセット、ハンマー・プライヤー等工具、針金、釘、画鋸・・・
●生活雑貨	紙コップ・皿、割り箸、タオル、段ボール、セロハン・ガムテープ、筆記具、メモ用紙、ノート、ティッシュ、青色防水シート、乾電池、ローソク
●衛生雑貨	マスク、濡れナプキン、石鹸、傷口絆創膏、トイレ紙、携帯カイロ
●事務機器	(優先保守) コピー機、ファックス機、用紙
●営業車両 (ガソリンスタンドの機能停止として)	・・・日頃から燃料満タンの習慣を・・・ ・電源アダプターで照明／充電に使用できます (携帯充電、ノートパソコンも使えます) ・仮眠にも使用できます
●その他	

■推奨：設備や備品

項 目	詳 細
●電源・照明 （停電の場合）	小型発電機＋燃料＋コードリール 簡易照明、パソコン・LAN、コピー、ファックス、電話 交換機、携帯充電
●交通手段 （規制や大渋滞の場合）	自転車・バイク （安否確認、情報収集、病院出勤、物資調達、帰宅・・・）
●火 力 （都市ガス停止の場合）	カセットコンロ＋ボンベ （都市ガス停止の場合、復旧までに長期間かかります）
●通 信 （NTT、携帯殺到＝輻輳）	衛星電話・業務用MCA無線・防災用携帯電話・アマチュア無線機（ハム）等（ハムは災害時に業務使用ができる）
●暖 房 （停電の際の暖房）	石油ストーブ＋ポリタンク＋手動ポンプ
●情報・マスコミ	テレビ・ポータブルラジオ
●仮眠寝具	簡易ベット（キャンプ用品）・毛布 （負傷者搬送にも使用可）
●簡易トイレ	消耗品付

3. 被災したら

■事業継続の基本（事前の準備も含め）

項 目	
◆従業員の安否確認、救援活動を第一に行なってください。 業務中の場合で負傷者が出たときは、自力で 応急手当 を行なってください。	
◆余震の頻発に備え手分けして事業施設や備品・機器などの点検と仮対策を行い、業務の継続が可能なように、できるだけ落ち着いて 指揮系統を整え、情報の共有と連絡体制、人員・物資の確保 を始めてください。	
◆大切な点は、 災害発生後 48 時間（二日間） 程度は生活救援はないと想定し、その間は 自給自足 で維持する体制を整えることです。	
◆また、大災害時には 通信も輻輳し、事実上不通状態（公衆電話優先） になりますので、 徒歩、自転車・バイク や、衛星電話、アマチュア無線など、 予め複数の手段を備えて ください。	
◆もう一つの点は、 現金の手持ち です。 水や食料ほか生活物資（個人対象）は、スーパー、生協、コンビニ店で現金所持がなくても一定の買物はある（住所・氏名の記入や免許証などの身分証提示程度で可能）ようですが、企業対象のまとめ買いはできません。また、 ATMも使えない と思ってください。 現金引出しや手形決済（延期） については、 予め取引銀行に確認 してください。 （一般家庭では、通帳・印鑑を提示できなくても一定額の現金払戻しは可能）	
◆従業員には次の事を指導してください。	
	・従業員の生活拠点は、 住まい周辺の避難所 に置いてください。救援物資は 避難所に優先供給 されます。（車中泊も同様）
	・ 水分や食料 をできるだけ補給させ、業務に際し 休息時間 を頻繁に与えるよう指示してください。（軽い運動などで体を動かし、エコノミークラス症候群（肺塞栓症）等の予防も）

■応急処置のポイント

状 態	処置・措置内容
★軽 傷？	少々の打撲／擦り傷／少量の出血→仲間同士で応急処置。 または近隣のクリニックへ（事前確認）
★傷口が汚れている？	水道水やペット水の流水の勢いで汚れを落とし、できるだけ直接手指や器具類で触らない（消毒液があればその後に処置）。
★傷口を塞ぐ？	ガーゼなどの清潔な布や傷口テープなどで傷口を塞ぐように貼る。布を切り裂いて包帯の代用。
★出血が止まらない？	部位を強く押さえ止血する。出血量が多いときは部位より心臓に近いところを布などで強めに縛る。
★骨 折？	段ボール、硬めの本、ガムテープなどを代用し固定する。
★担 架？	ドア、ホワイトボード、衝立パネル、書庫の扉・・・を取外し代用する。
★搬 送？ 病院ではトリアージ？	途中から徒歩も考慮し、担ぎ手は4人以上が望ましい。 病院では患者殺到するため「トリアージ」（治療優先順序）を行うので、症状により直ぐに治療しないこともあります。
★心肺停止？ 呼 吸 停 止 の 確 認！	①上半部を軽く叩いて呼びかけ反応確認 ②呼吸の有無を確認（口と鼻に耳を近づけて） ③呼吸が無いときは直ちに「心肺蘇生法」（心マ）開始 ④AEDがあるときは（心マを継続）併行して準備し作動開始
★心肺蘇生法？ 【心臓マッサージ（心マ）】	～ 救急車の可否に関係なく、直ちに行ないましょう ～ ⑤水濡れのない平らな床などに寝かせます（マクラは当てない） ⑥両方の手のひらに重心をかけ、胸部を繰返し強めに圧迫します。 ⑦これを一分間に 100 回のリズムで繰返します。 ⑧心マは重労働、交代で継続しましょう ⑨口から口への人工呼吸は必ずしも必要なし。口から嘔吐、出血などは行なわない（心マ 30 回に 1 回の割合で強く息を吹き込みます） 注 1）要は脳に酸素を送り込む目的です。心臓が完全停止（見た目では判りません）していない限り、蘇生の可能性がある！ と思って続けてください。 注 2）予め消防署などの講習会を受講しておきましょう。

7章 参考資料

1. 防災情報等について

■警戒レベル

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

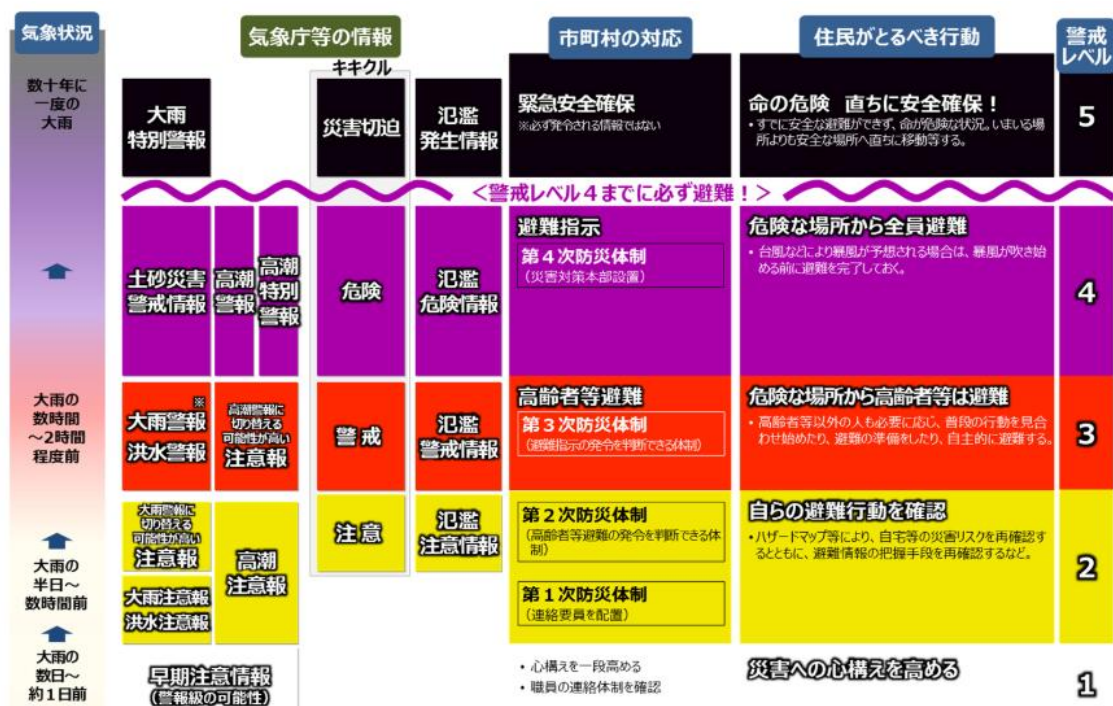
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

出典：内閣府 避難情報に関するガイドライン＞3. 避難情報と防災気象情報＞3. 2 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）＞表3 警戒レベルの一覧表（周知・普及啓発用）より引用

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf

■防災気象情報と警戒レベル



出典：気象庁ホームページ＞知識・解説＞防災気象情報と警戒レベルとの対応について＞段階的に発表される防災気象情報と対応する行動より引用

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

■噴火警戒レベル

噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意、入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2：避難・高齢者等避難や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味します。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注4：火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

出典：気象庁ホームページ＞知識・解説＞火山＞噴火警戒レベルの説明 より引用

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/level_toha/level_toha.html

■津波警報・注意報

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津 波警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10 m < 予想される津波の 最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難 してください。
		10 m (5 m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 5 m)		
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難 してください。
津波 注意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波 の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

*大津波警報を「特別警報」に位置づけています。特別警報に関する詳しい情報は、「[特別警報について](#)」のページをご覧ください。

出典：気象庁ホームページ＞知識・解説＞津波警報・注意報、津波情報、津波予報について＞津波警報・注意報より引用

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/joho/tsunamiinfo.html>

■南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報で、情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：内閣府ホームページ＞内閣府の政策＞防災情報のページ＞防災対策制度＞南海トラフ地震対策＞南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！＞3. 南海トラフ地震臨時情報とは？ より引用
<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index3.html#:~:text=>

■ハザードマップ

ハザードマップの見方

※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

必ず確認してください

凡 例

水害

洪水浸水想定区域 (浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：黄色
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：赤色
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト 検索

ハザードマップの見方

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)
- ② 浸水深より居室は高い
- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び②の記載はありません。

！ 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

！ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

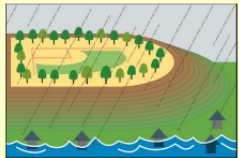
※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

※それぞれの地域のハザードマップについては、下記「ハザードマップポータルサイト」で確認してください。

出典：ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

■避難場所等について

○指定緊急避難場所	○指定避難所
災害の危険から<u>命を守るために緊急的に避難</u>する場所。 土砂災害、洪水、津波、地震等の <u>災害種別ごとに指定</u>が行われる。 【指定緊急避難場所のイメージ】   対象とする災害に対し、 安全な構造である 堅牢な建築物 対象とする災害の危険 が及ばない、グラウンド・ 駐車場	災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が <u>一定期間生活</u>するための施設。 <u>災害種別に限らず指定</u>が行われる。 ※災害種別を想定している場合もある 【指定避難所のイメージ】   公民館等の 公共施設 学校・体育館等の 公共施設

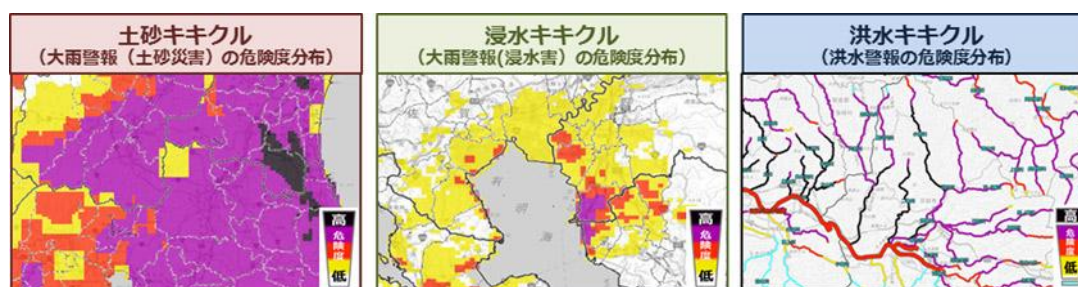
画像：出典：内閣府ホームページ 防災情報のページ＞防災対策制度＞避難場所に関すること＞「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いについて より引用
https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/hinanjo_02.pdf

※それぞれの避難場所等については、各自治体のホームページで確認してください。

■キキクル

「キキクル」は、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができる情報で、気象庁のホームページで公開されています。

出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)



画像（出典：気象庁ホームページ より引用 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>）

2. 災害に対する事前対策

(1) 医療機器供給体制について

都道府県協会は各自治体（都道府県）との間において「災害対策協定」の締結を行い災害発生時の取り決めをしておくよう取り組んでください。災害備蓄医療機器等については、自治体から災害発生時に要請があった場合に自治体および災害拠点病院等との間における配送ルート・納品方法等供給体制を本マニュアルに沿って策定していただくようお願い致します。

(2) 災害訓練の実施

都道府県協会は9月1日の防災の日を中心に、可能な限り自治体と協同して災害訓練に参加し、医療機器等の緊急配送および災害拠点病院との連携を確認するよう取り組んでください。

(3) 緊急通行車両について

都道府県協会は災害発生時の緊急配送に支障をきたさないよう、事前に自治体と協議調整のうえ、災害発生前でも「緊急通行車両確認申出書」を警察署へ提出し、「標章」および「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けることができるので準備を行うこと。事前に手続きができない場合は、災害発生時に速やかに申請すること。

※2023年9月1日付で緊急通行車両の運用が改正され、従来の「緊急通行車両等事前届出書」は廃止されている。

標章



緊急通行車両確認証明書	
申請書に提出されている警察署	✓
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	✓
移動経路	✓
住所	（ ） 番 号
車両の運用者 氏名又は名称	✓
有効期限	✓
備考	✓

備考 用紙は、B5用紙縦向きA4とする。

出典：警察庁「改正災対法施行令等施行後の運用」パンフレット より引用

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/saigaiji/230815_kinkyutsukosharyo.pdf

①手続き

自治体と協議調整のうえ申出書を提出し、「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

（主な必要書類）

- ・緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3）
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証の写し
- ・災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確認できる書類
（例：自治体と各都道府県協会における災害時の協定書の写し等）

※詳細は自治体にご確認ください。

※新制度の災害発生前に確認を受ける場合、従来の「緊急通行車両等事前届出済証」の提示をもって添付書類とみなす運用を行っている自治体もあるため、各都道府県警察本部、警察署に事前にご確認ください。

（標章・証明書の有効期限）

- ・原則として交付の日から5年間有効

※交付された標章等の車両掲示位置は、予め打合せしておく効果的です。

※自治体によっては、あらかじめ大規模災害の発生を想定した「緊急交通路指定予定路線」を定め公開しているので、各都道府県警察ホームページで確認しておくこと。

②交通規制

交通規制が行われた際、警察車両の先導で医療機器を医療機関へ緊急配送する事例もあるが、基本的に帰りは警察車両による先導は行われない事を念頭に置き、道路の状況によっては車中泊等も考慮に入れた燃料食料等の準備をすることが必要になる。

また、緊急事態に備え前もって関係機関の連絡先を調べておくこと。

（参考）

既に交付を受けている従来の「緊急通行車両等事前届出済証」は、2023年9月1日以降も有効になる。そのため、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

ただし、大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が行われた時、「緊急通行車両等事前届出済証」をお持ちの方は、「標章」などの交付手続きが必要になる。手続きは最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示して、申請書等を提出することで審査が省略され、優先的に「標章」および「緊急通行車両確認証明書」が交付される。

各自治体

関係機関	連絡先
所管の警察本部	各自でお調べ下さい
最寄りの警察署	各自でお調べ下さい
各都道府県公安委員会	各自でお調べ下さい

高速道路管理者

関係機関	連絡先
東日本高速道路（株）（NEXCO 東日本）	0570-024-024（年中無休、24 時間受付） 03-5308-2424（年中無休、24 時間受付）
中日本高速道路（株）（NEXCO 中日本）	0120-922-229（年中無休、24 時間受付） 052-223-0333（年中無休、24 時間受付）
西日本高速道路（株）（NEXCO 西日本）	0120-924-863（年中無休、24 時間受付） 06-6876-9031（年中無休、24 時間受付）
本州四国連絡高速道路（株）（JB 本四高速）	078-291-1033（営業時間 9:00 から 17:30）
首都高速道路（株）	03-6667-5855（年中無休、24 時間受付）
阪神高速道路（株）	06-6576-1484（年中無休、24 時間受付）

道路緊急ダイヤル#9910

道路緊急ダイヤルは、国道や高速道路など幹線道路の異状（車両の通行に支障となる道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど）を発見した際に通報する専用ダイヤルです。（年中無休、24 時間受付、無料）

【注意！】運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。

併せて各ブロックおよび各都道府県協会毎に、広域集配機能を有する運送会社との災害時協力のための覚書（集積所の確保や車両の確約はコストが伴います。災害時に積極的に協力する精神条項でも可能。）を締結し、予め協力運送会社を登録し災害時に速やかに対応できるよう準備する。

日本通運株式会社との大災害時緊急輸送連絡体制

総合窓口	国内航空貨物統括部 営業開発課 東京都千代田区神田和泉町 2 番地	03-6284-6097
本社窓口	ヘルスケア事業所 東京都千代田区神田和泉町 2 番地	03-6284-6071

各ブロックおよび各都道府県協会覚書締結運送会社一覧

ブロック名	契約運送会社名（営業所名）	電話番号
北海道医療機器販売業協会	(株)たまき運輸 札幌市東区中沼町 225-1	011-790-5888
	エア・ウォーター物流(株) 札幌市中央区北 3 条西 1 丁目 2 番地	011-859-5300
青森県医療機器販売業協会	(有)榊形運送 弘前市大字高田 3-6-10	0172-27-3211
秋田県医療機器販売業協会	(公社) 秋田県トラック協会 秋田市寺内蛭根 1-15-20	018-863-5331
福島県医療機器販売業協会	采女運輸(株) 郡山市日和田町字北俣 19-5	024-958-2701
首都圏ブロック	新日本物流(株) 立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川 12F	042-847-3080
山口県医療機器販売業協会	(一社) 山口県トラック協会 山口市宝町 2-84	083-922-0978
福岡県医療機器協会	(公社) 福岡県トラック協会 福岡市博多区博多駅東 1-18-8	092-451-7878

(4)緊急時連絡網の整備

都道府県協会は被災状況の把握や後方支援体制の早期立ち上げを図るため、自治体・医師会・薬剤師会・歯科医師会・各都道府県協会・会員各社・メーカー・警察・消防等との緊急時連絡網を整備することとします。

なお、大災害時は、通信事業者の通話規制が行なわれる可能性が高いことから、比較的通信確率の高い防災用携帯電話（ソフトバンク）を準備すること。

過去3回の大震災時の通話規制率

	2005/08/16 (平成 17 年)	2008/06/14 (平成 20 年)	2011/03/11 (平成 23 年)
	宮城県沖地震 M7.2	岩手宮城内陸地震 M7.2	東日本大震災 M7.2
NTT Docomo	90%	87.5%	90%
a u	85%	80%	95%
SoftBank	50%	70%	70%
NTT	70%	87%	90%
W I L L C O M	0%	0%	0%

出典 1. SoftBank の 2005 年は当時 Vodafone の実績

2. 東日本大震災（平成 23 年度情報通信白書）

3. 岩手・宮城内陸地震：日経コミュニケーション 2008 年 7 月 7 日号 p.30

4. 宮城県沖地震：（共同通信）日経産業新聞（2005 年 8 月 18 日付）

防災用携帯電話



医器販協の全国通信ネットワークの 確立に向けて

1. 協会の推奨通信機器として「防災用携帯電話」を採用
2. 契約は医器販協のとりまとめとします
3. 各社の負担金は、会員各社毎に請求し支払います
4. 会員各社は「努力義務」として採用してください
5. 自社内ネットワークとしての採用も可能です

※医器販協で契約の「防災用携帯電話」は災害時優先電話の適用対象となりますので、災害時等に通信規制がかかった時でも、規制の影響は受けにくくなります。

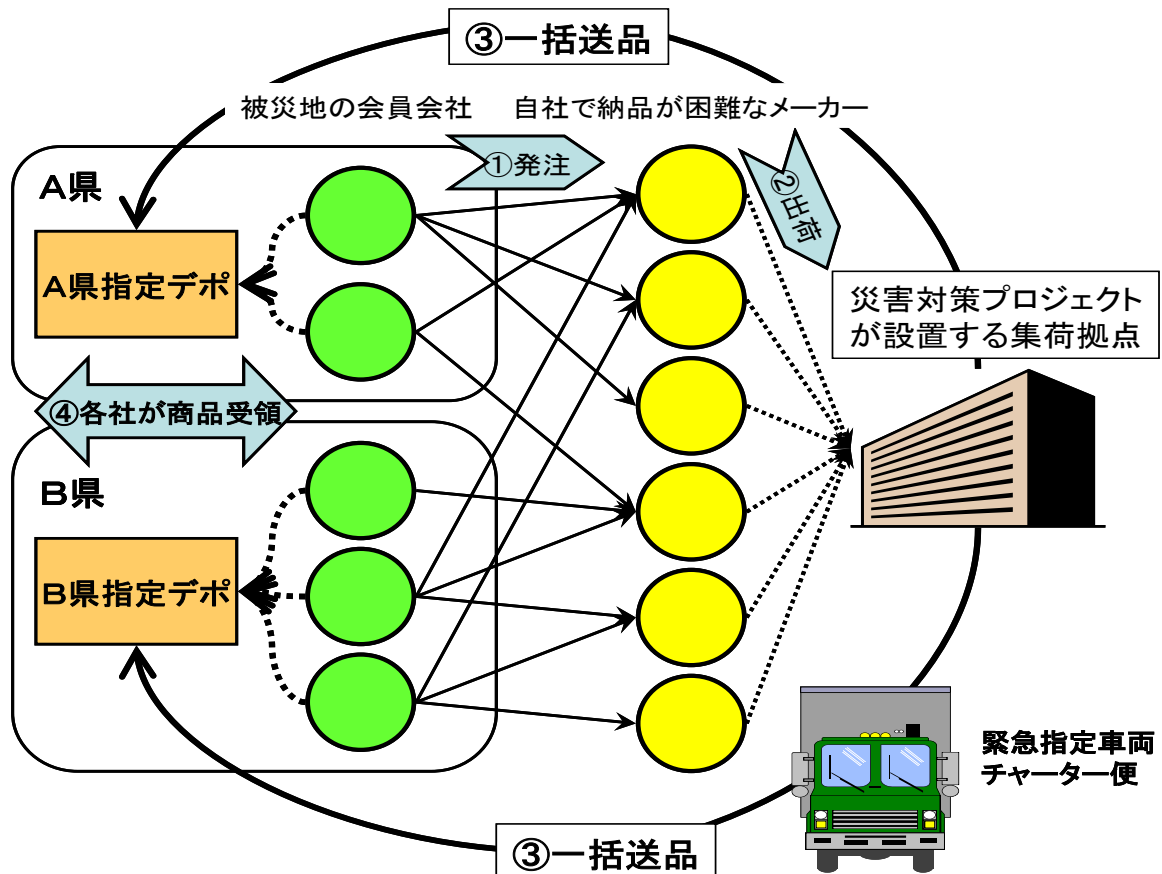
出典：総務省ホームページ より

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/yusen.html

(5) 医療機器・医療材料供給体制の確認

災害時においても、販売業の機能や販売業と医療機関とのネットワークが維持されている場合は、平常時の供給体制を基本とする。ただし正常な機能が保持できていない場合には、医器販協、各都道府県協会、会員各社、メーカーと連携の下に共同供給体制を実行することとします（図－１ 共同配送拠点を活用した流通の確保）。

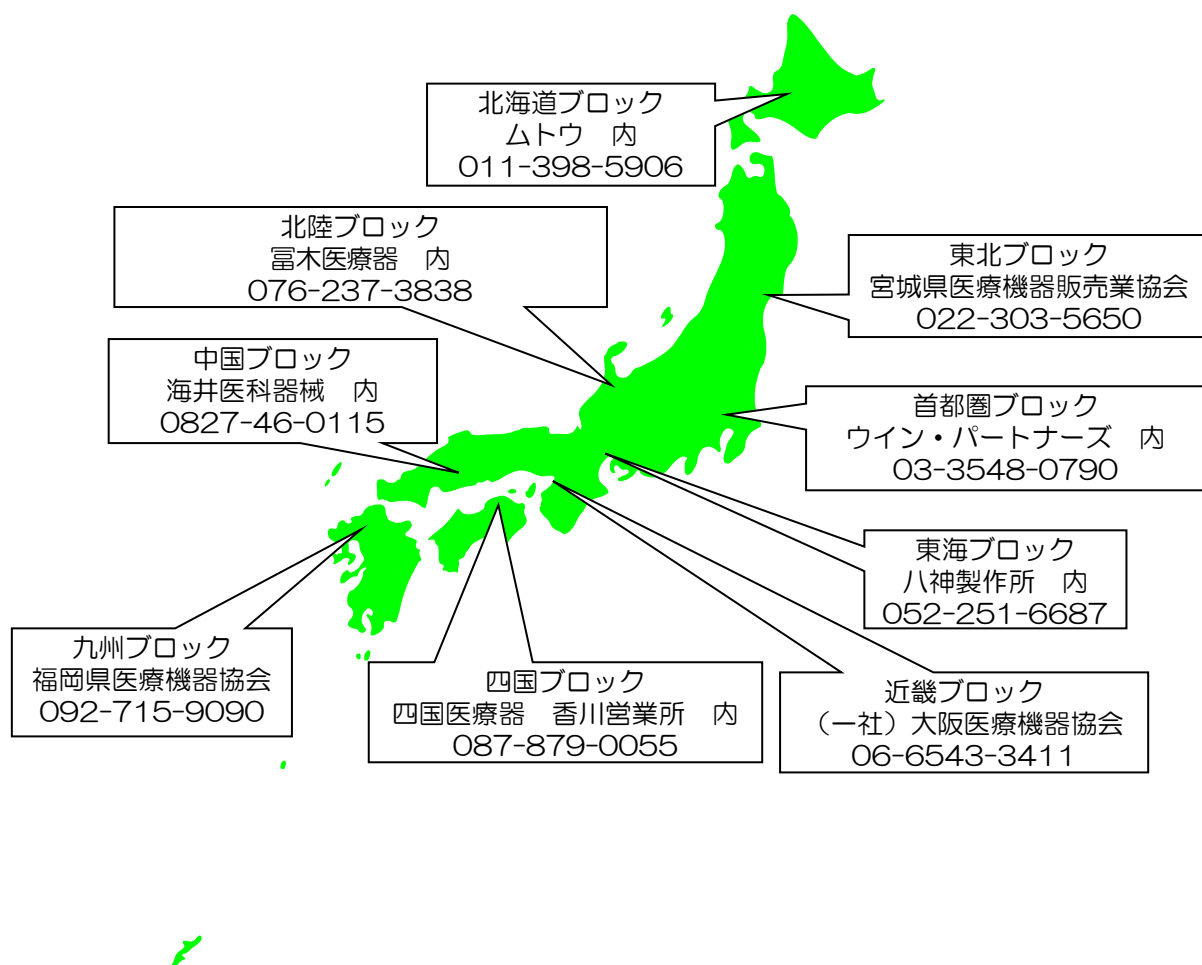
図－１ 共同配送拠点を活用した流通の確保



3. 支援体制の設定

- (1) 広域災害時は、当該エリアの協会に所属する企業も被災当事者になることが十分想定される
- (2) 前述の状況を考慮して、地域支援体制の設定が必要であり、その区分を次のように設定する
 - 【限定広域災害】 当該の都道府県内に止まる災害
 - 【広域災害】 地方（ブロック）を超える特に広範囲の災害
- (3) 限定広域災害の発生時においては、被災状況が比較的軽微であり、支援に効果的な最も近い都道府県の協会所属会員企業が支援する体制とする
- (4) 広域災害の発生時においては、緊急物資の供給経路を最も重視した、近隣ブロックが支援する体制とする
- (5) 支援体制の最も重要な事項は、情報の一元管理と指示伝達経路であり、情報の錯綜と曖昧な指示伝達を回避すること

図ー2 医器販協におけるブロックの設定について



4. (一社) 日本医療機器販売業協会 各都道府県協会一覧

最新の情報は医器販協 HP でご確認ください。 [医器販協 HP：会員紹介【団体会員】](#)

団体名	役職	代表者氏名	代表者会社名	郵便番号	事務局住所	事務局	事務局 電話・FAX
北海道医療機器販売業協会	会長	米沢 英明	(株)ムトウ	001-0011	札幌市北区北 11 条西 4-1-15	(株)ムトウ内	011-398-5906 011-398-5906
青森県医療機器販売業協会	会長	樋口 貴博	レジットメディカル(株)	036-8093	弘前市城東中央 3 丁目 3 番地 3	(株)北斗医理科内	0172-28-5161 0172-28-5162
岩手県医療機器販売業協会	会長	早川 政志	(株)三櫻	020-0111	盛岡市黒石野 1-20-58	岩手県医療機器販売業協会内	090-9538-6609 —
宮城県医療機器販売業協会	会長	柴田 清孝	(株)シバティンテック	981-0967	仙台市青葉区山手町 8-10	宮城県医療機器販売業協会内	022-303-5650 022-303-5651
秋田県医療機器販売業協会	会長	北林 忍	北林商事(株)	010-1415	秋田市御所野湯本 6-2-3	(株)秋田医科器械店内	018-839-3551 018-839-3546
山形県医療機器販売業協会	会長	佐藤 一	オーリンク(株)	990-2444	山形市北町 3-8-20	オーリンク(株)内	023-681-3633 023-681-3630
福島県医療機器販売業協会	会長	峯 修	(株)メディカルネット	963-8052	郡山市八山田 4-98	(株)メディカルネット内	024-955-6110 024-955-6101
茨城県医療機器販売業協会	会長	二川 泰久	(株)日東	311-0118	那珂市福田 1608	(株)クオン内	029-229-1322 029-229-1323
栃木県医療機器販売業協会	理事長	益子 和大	(株)日成メディカル	321-0911	宇都宮市間屋町 3426-39	(株)日成メディカル内	028-656-1446 028-656-5275
群馬県医療機器販売業協会	理事長	栗原 勝	(株)栗原医療器械店	373-8557	太田市清原町 4-6	(株)栗原医療器械店内	0276-37-8450 0276-37-7105
埼玉県医療機器販売業協会	会長	丸井 栄	(株)アステック	355-0063	東松山市元宿 2-36-20	(株)アステック内	0493-34-4311 0493-34-4350
千葉県医療機器販売業協会	理事長	福山 正樹	(株)福山医科	264-0004	千葉市若葉区千城台西 1-11-1	(株)福山医科内	043-237-1311 043-237-8828
東京都医療機器販売業協会	理事長	秋沢 英海	(株)ウイン・インターナショナル	104-0031	中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 21 階	ウイン・パートナーズ(株)内	03-3548-0790 03-3548-0791
神奈川県医療機器販売業協会	理事長	国分 雅広	サンメディックス(株)横浜支店	240-0005	横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 横浜ビジネスパークイーストタワー5 階	サンメディックス(株)横浜支店内	045-348-7260 045-348-7261
新潟県医療機器販売業協会	理事長	阿部 篤仁	クロスウィルメディカル(株)	950-8701	新潟市東区紫竹卸新町 1808-22	クロスウィルメディカル(株)内	025-272-3311 025-272-3321

団体名	役職	代表者氏名	代表者会社名	郵便 番号	事務局住所	事務局	事務局 電話・FAX
富山県医療機器協会	会 長	中川 直実	(株)中川医療器械	939-8055	富山市下堀 58-7	(株)中川医療器械内	076-424-2456 076-424-2460
石川県医療機器協会	会 長	富木 隆夫	富木医療器(株)	920-8539	金沢市問屋町 2-46	富木医療器(株)内	076-237-3838 076-237-6592
福井県医療機器協会	理事長	宮地 修平	(株)ミタス	918-8556	福井市問屋町 4-901	(株)ミタス内	0776-24-0500 0776-24-0021
山梨県医療機器販売業協会	理事長	豊前 貴子	豊前医化(株)	409-3812	中央市乙黒 107-6 山梨ビジネスパーク	豊前医化(株)内	055-274-8800 055-274-8808
長野県医療機器販売業協会	会 長	上野 直樹	中日本メディカルリンク(株)	390-0873	松本市丸の内 8-1	中日本メディカルリンク(株)内	0263-38-0411 0263-38-0266
岐阜県医療機器販売業協会	会 長	木村 健二	井上精機(株)	500-8687	岐阜市玉宮町 1 丁目 11 番地 1	井上精機(株)内	058-265-4501 058-264-2488
静岡県医療機器販売業協会	会 長	住吉 進也	協和医科器械(株)	422-8005	静岡市駿河区池田 156-2	協和医科器械(株)内	054-655-6611 054-263-3925
愛知県医療機器販売業協会	会 長	八神 徹	(株)八神製作所	460-8318	名古屋市中区千代田 2-16-30	(株)八神製作所内	052-251-6687 052-251-6675
三重県医療機器販売業協会	会 長	三宅 努	中辻医科器械(株)	514-0816	津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻医科器械(株)内	059-234-2600 059-234-9197
京都医療機器協会 滋賀県支部		増田 優一	(株)増田医科器械 滋賀支店	520-3044	栗東市伊勢落 730 番地 1	(株)増田医科器械 滋賀支店内	077-554-6000 077-554-6010
京都医療機器協会	会 長	一幅 泰隆	(株)三笑堂	601-8533	京都市南区上鳥羽大物町 68	(株)三笑堂内	075-681-5131 0774-53-0737
(一社)大阪医療機器協会	会 長	千種 康一	三田理化工業(株)	550-0005	大阪市西区西本町 1-12-19 清友ビル 7 階	(一社)大阪医療機器協会内	06-6543-3411 06-6543-3624
兵庫県医療機器協会	会 長	五嶋 淳夫	(株)やよい	670-0936	姫路市二階町 3	(株)やよい内	079-224-5151 079-224-2024
(一社)大阪医療機器協会 奈良県支部	副会長	森川 卓	いわしや森川医療器(株)	630-8014	奈良市四条大路 2-2-27	いわしや森川医療器(株)内	0742-33-7180 0742-34-6609
(一社)大阪医療機器協会 和歌山県支部	理 事	堀井 啓	(株)大黒	640-8525	和歌山市手平 3-8-43	(株)大黒内	073-431-0316 073-423-1778
山陰医療機器販売業協会	会 長	川上 泰志	川上医科器械(株)	693-0004	出雲市渡橋町 818	川上医科器械(株)内	0853-23-3530 0853-23-0467
山陰医療機器販売業協会 鳥取県支部	支部長	玉木 淳二	鳥取医療器(株)	680-0811	鳥取市西品治 815-8	鳥取医療器(株)内	0857-23-1741 0857-27-7082

団体名	役職	代表者氏名	代表者会社名	郵便 番号	事務局住所	事務局	事務局 電話・FAX
岡山県医療機器販売業協会	会長	藤本 憲和	西日本メディカルリンク(株)	700-8503	岡山市南区西市114番地2	西日本メディカルリンク(株)内	086-241-5322 086-241-5322
広島県医療機器販売業協会	協会長	香山 直也	ティーエスアルフレッサ(株)	731-0138	広島市安佐南区祇園1-28-7	(株)ジェイ・シー・ティ内	082-850-3210 082-850-3225
山口県医療機器販売業協会	会長	西藤 治彦	メディケア(株)	741-0083	岩国市御庄2-101-3(事務局:総務部木村)	海井医科器械(株)内	0827-46-0115 0827-46-0116
徳島県医療機器協会	理事長	楠 佑樹	日新器械(株)	771-1156	徳島市応神町応神産業団地12-1	日新器械(株)内	088-641-5111 088-641-5511
香川県医療機器販売業協会	理事長	尾形 龍紀	四国医療器(株)	761-1705	高松市香川町川東下277-1	四国医療器(株)香川営業所内	087-879-0055 087-879-0405
愛媛県医療機器販売業協会	会長	長曾我部 建作	(株)エヒメ医療器	790-0966	松山市立花6丁目1-1	(株)エヒメ医療器内	089-933-1166 089-933-1167
高知県医療機器販売業協会	理事長	吉原 徹	(株)シーメック	781-0087	高知市南久保9-8	(株)シーメック内	088-880-0666 088-880-0668
福岡県医療機器協会	理事長	高井 達朗	(株)東京ダイヨー器械店	810-0001	福岡市中央区天神2丁目5-28 天神西通りセンタービル TheCompanyDAIMYO 5階	九州医療機器団体連合会事務局内	092-715-9090 092-715-5500
佐賀県医療機器協会	理事長	岡田 和也	(株)富士医科精器	849-0926	佐賀市若宮3-1-37	(株)富士医科精器 佐賀営業所内	0952-31-4747 0952-31-4748
長崎県医療機器協会	理事長	山口 直樹	(株)キシヤ 大村営業所	856-0806	大村市富の原2丁目578番地	(株)キシヤ 大村営業所内	0957-49-0570 0957-49-0577
熊本県医療機器協会	理事長	梅田 仁	(株)アステム 熊本支店	860-8525	熊本市中央区八王寺町33-57	(株)アステム 熊本支店内	096-379-2134 096-379-1148
大分県医療機器協会	理事長	富田 直樹	(株)田吹ムトウ	870-0848	大分市賀来北2丁目13番10号	(株)人健メディカルライジング内	097-549-4811 097-549-4833
宮崎県医療機器協会	理事長	和田 豊士	山下医科器械(株) 宮崎営業所	880-0841	宮崎市吉村町大田ヶ島甲401番地2	山下医科器械(株) 宮崎営業所内	0985-31-7722 0985-31-7725
鹿児島県医療機器協会	理事長	田島 章広	(株)田島器械	890-0082	鹿児島市紫原5-6-7	(株)田島器械内	099-251-7816 099-251-7818
沖縄県医療機器協会	理事長	門司 貞晴	(株)沖縄三和メディカル	901-2223	宜野湾市大山7-9-13	(株)沖縄三和メディカル内	098-942-9876 098-898-5551
九州医療機器団体連合会	会長	高井 達朗	(株)東京ダイヨー器械店	810-0001	福岡市中央区天神2丁目5-28 天神西通りセンタービル TheCompanyDAIMYO 5階	九州医療機器団体連合会事務局内	092-715-9090 092-716-0120

5. DMAT1 チームの標準医療資機材（参考資料）

トリアージに基づき赤・黄・緑のタグに分けられた負傷者用の医療資機材

DMAT標準医療資機材

DMAT赤バッグ医療資機材(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

単品	
喉頭鏡又はビデオ喉頭鏡	
ブレード 2/3/4	各1
気切用カニューレ 7mm	1
輪状甲状靱帯穿刺用キット	2
マギール鉗子	1
開口器	2
舌鉗子	2
バイトブロック	3
挿管チューブ固定用テープ	各種
リザーバー付きマスク	3
酸素延長チューブ	3
酸素延長チューブコネクター	3
フィルター	2
吸引力カテーテル 6.12Fr	各3
経鼻エアウェイ 6.7.8mm	各1
バックバルブマスク	2
ポンプ用輸液セット	3
小児用輸液セット	3
三活付延長チューブ	3
注射用シリンジ1ml	3
注射用シリンジ2.5ml	5
注射用シリンジ5ml	5
注射用シリンジ10ml	5
注射用シリンジ20ml	5
注射用シリンジ50ml	3
18G注射針	30
23G注射針	10
静脈留置針 18/20/22/24G	各3
カテラン針22/23G	各5
保護栓	15
アルコール綿	適宜
穴開きドレープ	1
ガーゼ 八つ折	1
ディスポメス No.11	1
針付きナイロン縫合糸 3-0	1
消毒用綿球、摂子	各1
滅菌手袋 6/6.5/7/7.5	各1
固定用絆創膏	5

気管挿管セット	3セット
挿管チューブ 6/7/8	各1
カフ用シリンジ 10cc	1
気管チューブホルダー	1
スタイレット	1

器械類(単包)

ペアン(曲)	1
クーパー	1
持針器	1
有鉤撮子	1
筋鉤	1

静脈路確保セット

静脈留置針 18/20/22G	各1
骨髄輸液針 option 16/18G	各1
駆血帯	1
アルコール綿	3
点滴回路(ポンプ)	1
三方活栓付延長チューブ	1
固定用透明フィルム	1
固定用絆創膏	2
輸液(生理食塩水) option	1

单品

経皮的局所麻酔剤	1
手袋(未滅菌)	1
サージカルマスク	1箱
SpO2モニター	1
血圧計	2
電池(喉頭鏡用)	各種
モニター用電池	各種
心電図モニター用電極(シール)	3セット
聴診器	2
ペンライト	1
体温計	1
はさみ	1
医療搬送カルテ	10
トリアージタッグ	20
筆記用具	5
バインダー	5
SCU受付用紙	20
カーボン用紙	5

DMAT標準医療資機材

DMAT黄バッグ医療資機材(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

単品

静脈留置針 14G	2
気胸セット	2
コネクター付きコネクティングチューブ	2
胸腔ドレーン 28Fr、20Fr	各2
消毒用綿球	4
ナイロン縫合糸 3-0、0号	各2
ディスポメス No.11、10	各2
8つ折ガーゼ	5
4つ折ガーゼ	5
穴あき滅菌ドレープ	2
滅菌ドレープ	2
スキンスティプレー	1
滅菌手袋 6/6.5/7/7.5	各2
固定用絆創膏	2
固定用透明フィルム	10
弾性包帯3号	2
弾性包帯4号	5
ネックカラー 成人用	1
バストバンド M・L	各1
スプリント	1
三角布	3
エスマルヒ又は止血帯	1
膀胱留置カテーテル14Fr	1
血糖測定器	1
血糖測定用チップ	10
平オムツ	2
ゴミ袋	1
手袋(未滅菌)	1
体温計	1

薬剤

洗浄用生食500ml	1
ポビドンヨード液	2
クロルヘキシジン	1
経皮的局所麻酔剤	2

器械類(単包)

ペアン(曲)	4
コッヘル(直)	2
モスキートペアン(曲)	2
クーパー	3
持針器	3
有鉤摂子	3
無鉤摂子	1
筋鉤	1
ゾンデ	1
撮子	3

胃管セット(2セット)

胃管 16/18Fr	各1
胃管用三方活栓	1
排液用バッグ	1
吸引用シリンジ	1
固定用絆創膏	1

腸管脱出セット(1セット)

ビニール袋(できれば滅菌)	1
生食100ml	1
18G注射針	1
固定用絆創膏	1
ガーゼ 四つ折(20)	1
食品用ラップ option	1

穿通性外傷(1セット)

固定用タオル	2
固定用絆創膏	1

骨盤骨折(1セット)

シート	1
チューブ鉗子	2
固定用テープ 7.5cm幅	1
骨盤固定帯 option	1

フレイル外固定セット(1セット)

固定用タオル	1
固定用絆創膏	1

DMAT標準医療資機材

DMAT緑バッグ医療資機材(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

単品

中心静脈路キット (ダブル)	2
ポンプ用輸液回路	5
小児用輸液回路	5
三活付延長チューブ	5
ナイロン縫合糸 3-0	2
滅菌手袋 6/6.5/7/7.5	各1
消毒用綿球	3
デスポメス No.11.10	各1
穴開きドレープ	3
滅菌ドレープ	2
4つ折ガーゼ	10
8つ折ガーゼ	5
スキンスティプレー	1
尿道留置カテーテル14Fr	2
手袋(未滅菌)	1
速乾性手指消毒剤	1
アルミシート	3
平オムツ	2
網包帯(中)	1
ゴミ袋	1
針捨てBOX	1
ハザードバック	1

器械類(単包)

ペアン(直)	2
コッヘル(直)	2
モスキートペアン(曲)	2
クーパー	1
持針器	1
有鉤摂子	1
無鉤摂子	1
筋鉤	1
撮子	3

胃管セット(1セット)

胃管 16/18Fr	各1
胃管用三方活栓	1
排液用バッグ	1
経皮的局所麻酔剤	1
吸引用シリンジ	1
固定絆創膏	1

単品

ネックカラー 成人/小児	各1
固定用スプリント	1

DMAT標準医療機器・関連機材(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

体外式自動除細動器(AED)	1
携帯型超音波診断装置(ガイド下穿刺が可能なエコーが望ましい) ※エコープローブカバー	1
移動用モニター(付属品含む)(※)	2
モニター用充電コード	2
モニター用予備バッテリー	2
輸液ポンプ(※)	2
ポンプ用充電コード	2
携帯用吸引器	1
携帯型人工呼吸器(付属品含む)(※)	1
(酸素駆動型人工呼吸器は酸素ボンベとの適合性を考慮)	
呼気終末CO2モニターoption	1
バックボード	1
バックボード用ストラップ	1
固定用結束バンド(※※)	1
酸素ボンベ 500L	2
減圧弁	1
流量計	1
毛布	2
ターポリン担架	2

※モニター、輸液ポンプ、人工呼吸器、AED、携帯型吸引器については長時間
バッテリー駆動が可能なものが望ましい

※※バックボードへの資機材固定用バンドについて(結束バンド)

結束バンド(インシュロック)は以下のものを推奨しますがこれに準ずるものであれば可能です。

メーカー OHM(オーム)電機

名称 幅広ロックタイ

370mm 50本入り 結束内径102mm 引張強度54.4kg 幅7.6mm

DMAT標準薬剤リスト(改訂案)			
対象3人		Ver.3.0(2023年4月28日改訂)	
区 分	薬品名	数 量	備 考
細胞外液補充液	生理食塩液 500ml	3	
	リンゲル液 500ml	5	
その他輸液	20%D-マンニトール注射液 300ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 250ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 20ml	5	
	生理食塩液 100ml	5	
	生理食塩液 20ml	10	
	5%ブドウ糖液 20ml	5	
蘇生薬剤一式	アドレナリン注0.1%シリンジ /ボスミン1mg	5	
	塩酸リドカイン0.2%静注用シリンジ /2%キシロカイン5ml	3	
	アトロピン注0.05%シリンジ	3	
	ロクロニウム臭化物50mg	3	毒 薬
	ブリディオン500mg	2	
	レペタン0.2mg	麻薬がないとき どちらか10	第2種向精神薬
	ソセゴン注射液 15mg		第2種向精神薬
	ミダゾラム注射液 2ml	5	第3種向精神薬
	セルシン注射液 5mg	5	第3種向精神薬
	0.3%塩酸ドパミン注 600mg	1	
	2%塩化カルシウム注射液 20ml、または8.5%グルコン酸カルシウム注射液 5ml	5	
	0.5mol硫酸マグネシウム注射液 20ml	5	
その他	50%ブドウ糖液 20ml	4	
	塩酸ニカルジピン注射液 2mg	5	
	ソル・メドロール125mg	5	
	ワソラン静注 5mg	3	
	アセリオ静注液1000mg	3	
処置・内服	ケイキサレート散5g/ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム水和物5g	12	
処置	10%ポビドンヨード液 250ml	1	
	キシロカイン注ポリアンブ1% 10ml	10	
	注射用蒸留水 20ml	10	
吸入	メプチンエア-10μg	1	
スプレー	ミオコールスプレー 0.3mg	1	
麻薬	※塩酸ケタミン静注用 200mg	1	麻 薬

※「DMAT 登録医師が麻薬施用者免許を受けた都道府県以外にDMAT として出場する際に麻薬を携行・施用することは差し支えない」との見解を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課麻薬係に確認済み(2011年5月)

※規格違いや同種同効薬への変更については同程度の効果が得られるような濃度・本数を各施設で考慮して下さい。
また、災害の種類とフェーズに応じて必要な医薬品を各施設の判断で追加してください。

DMAT標準資機材(ロジスティクス関連機材)

1チーム(隊員5名)を想定

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

区分	品名	数量	備考
通信機器 & 記録機器	モバイルパソコン	2台	
	パソコン用予備バッテリー	1個	
	パソコン用ACアダプター	1式	
	データカード・ルーター	2個	
	LANケーブル	2本	
	USBメモリースティック	1個	1G程度
	モバイルプリンター	1台	プリンタードライバー付
	プリンター用ケーブル	1組	
	プリンター用ACアダプター	1式	
	プリンター用紙	500枚	
	プリンターインクカートリッジ	2組	
	小型プロジェクター	1台	
	接続ケーブル	1式	
	デジタルカメラ	1台	
	デジタルカメラ用充電器	1個	
	パソコン接続ケーブル	1組	
	衛星携帯電話(データ通信対応機種)	1台	BGAN・ワイドスターⅡ等
	衛星携帯電話用予備バッテリー	1個	
	衛星携帯電話用ACアダプター	1式	
	衛星携帯電話用外部アンテナ	1台	
	衛星携帯電話アンテナ用延長ケーブル	1式	
	衛星携帯電話用パソコン接続ケーブル	1式	
	トランシーバー	5台	可能であれば簡易業務用無線
	トランシーバー用充電器	5個	
	拡声器	1台	
	テーブルタップ	1個	3口(アース付)
	電源プラグ変換器(3P-2P変換)	2個	
	携行用バッテリー(医療機器用)	1台	
	車載用ACコンセント(インバーター)	1個	
	連絡先一覧	1冊	随時追加記載
	ノート(筆記用具)	5冊	
	簡易白板用シート	1箱	ポリオレフィン製
	ホワイトボードマーカー	10本	黒・赤・青
	被災地域地図(広域:都道府県地図)	1冊	
	被災地域地図(詳細:市町村地図)	1冊	

生活用品 ・ 雑品	電波時計	1個	
	携帯ラジオ(可能であればワンセグTV)	1台	
	車載カーナビ(可能であればTV対応)	1台	
	ゴミ袋	20枚	
	ガムテープ	1個	
	トラテープ	1個	
	ロープ(10m程度)	1本	
	ティッシュペーパー	5箱	
	ウエットティッシュ	5個	
	荷造り紐	1個	
	毛布	5枚	
	寝袋	5個	冬季・寒冷地
	ポリタンク(折りたたみビニール製)	1個	
	簡易トイレ	5個	
	懐中電灯	2個	
	道路地図	1冊	
	被災地近隣地図	1冊	
	ブルーシート	1枚	
	万能ナイフ	1個	
	ビニールカップ	5個	
	ごみ箱(針捨てBOX)	1個	感染性廃棄物用
	タイヤチェーン	1組	冬季・寒冷地(スタットレス可)
非常食	ミネラルウォーター(500ml×24入り)	2箱	
	非常食(例:パン缶・惣菜缶等)	20食	
	インスタントコーヒー・お茶・味噌汁	1箱	
調理器具	カセットコンロ(簡易ストーブ)	1式	
	カセットコンロ用ボンベ	2個	
	やかん	1個	
	簡易食器	1式	
	紙コップ	20個	
	割り箸	50膳	

※収納にあたっては、コンパクトで機能的なケース等を用いたパッキングをおこなうこと。

DMAT標準装備(個人装備)1(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

区分	品名	数量	備考
服装	DMATジャケット(ベスト)	1	派遣時着用
	帽子	1	派遣時着用
	手袋	1	
	安全靴	1	派遣時着用
	災害服(上下)	1	派遣時着用
	ヘルメット	1	
	ヘッドランプ	1	
	ヘッドランプ用乾電池	2	
	ゴーグル	1	
	肘あて・膝あて	1	
	感染防護衣	1	
	ウエストバック	1	
	防塵マスク	1	
	レインコート・ポンチョ・カッパ	1	雨具
	防寒着	1	冬季
	白衣・手術着等	1	病院支援時に状況に応じ着用
	アイガード又はフェイスシールド	3枚	上記ゴーグルでも可
	ガウン	5枚	
	サージカルマスク	10枚	
	N95	5枚	
個人装備	日本DMAT隊員登録証	1	
	自動車運転免許証	1	免許所有者
	腕時計(秒針付き)	1	
	携帯電話	1	
	携帯電話充電器	1	
	着替え	1式	概ね3日
	タオル	1式	
	洗面道具	1式	
	常備薬	1式	必要に応じて
	現金(小銭を含む)	1式	別にチームとして必要額
	名刺	20	

DMAT標準装備(個人装備)2(改訂案)

Ver.3.0(2023年4月28日改訂)

区分	品名	数量	備考
ウエストバック内装備	速乾性手指消毒剤	1	ウエストバックにて常に携行
	聴診器	1	
	ペンライト、乾電池	1	
	サージカルマスク	5	
	N95	2	
	アイガード又はフェイスシールド ※上記ゴーグルでも可	1	
	固定用テープ(2.5cm)	1	
	包帯	1	
	三角巾	1	
	サインペン・ボールペン	1	
	はさみ	1	
	ガーゼ	1	
	プラスチック手袋	5	

6. 災害拠点病院一覧

災害拠点病院については、厚生労働省ホームページの参考資料「災害拠点病院一覧：」より確認ください。

■災害医療

出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089060.html>

■災害拠点病院一覧

出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001497158.pdf>

※災害時にはインターネットにアクセスできない場合もありますので、事前に該当資料を印刷し、各拠点に備えておくことを推奨します。

7. 都道府県との災害時における医療機器等の調達業務に関する協定実施細目について

都道府県と災害時供給協定書を締結している都道府県協会は、都道府県と調整のうえ「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定実施細目」を締結し、定期的にその内容を確認し、必要に応じて都道府県と協議のうえ改正することが望ましいため、ご確認ください。

改訂履歴

日付	区分	内容・備考
2012年9月1日	制定	初版
2013年9月1日	改正	年次更新
2014年9月1日	改正	年次更新
2015年9月1日	改正	年次更新
2016年9月1日	改正	年次更新
2017年9月1日	改正	年次更新
2018年9月1日	改正	年次更新
2019年9月1日	改正	年次更新
2020年9月1日	改正	年次更新
2021年9月1日	改正	年次更新
2022年9月1日	改正	年次更新
2023年9月1日	改正	年次更新
2024年9月1日	改正	年次更新
2025年10月16日	改訂	・旧「大災害時の対応マニュアル」から「大規模災害時の対応マニュアル」に改称 ・内容全面見直し

本大規模災害時の対応マニュアルは、毎年7月に総務広報部会長の指示で見直すこととする。

一般社団法人 日本医療機器販売業協会
大規模災害時の対応マニュアル

制定日：2012年9月1日

最新更新日：2025年10月16日

編集・発行 一般社団法人 日本医療機器販売業協会 総務広報部会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-39-17 KOGAビル4階

TEL : 03-5689-7530 FAX : 03-5689-7919

URL : <https://www.jahid.or.jp/>

E-mail : info@jahid.or.jp

無断複製・転載をお断りします